

震災時等における 危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きについて

✔ 過去に発生した震災時において被災地では・・・

ガソリンスタンド等の危険物施設が大きな被害を受けた事や、被災地に至るまでの交通手段等の寸断等から、ドラム缶から手動ポンプを用いて給油等の平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、消防法第10条第1項ただし書きに基づいた危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは

指定数量（例：軽油・灯油1000リットル以上）を超える危険物を、危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いすることはできません。

ただし、事前に消防長の承認を受け10日以内の期間、仮に貯蔵し又は取扱うことができることとなっています。



✔ 被災地で実際に行われていた事例は・・・

- ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い
- 危険物を収納する設備からの抜き取り
- 移動タンク貯蔵所等による給油・注油



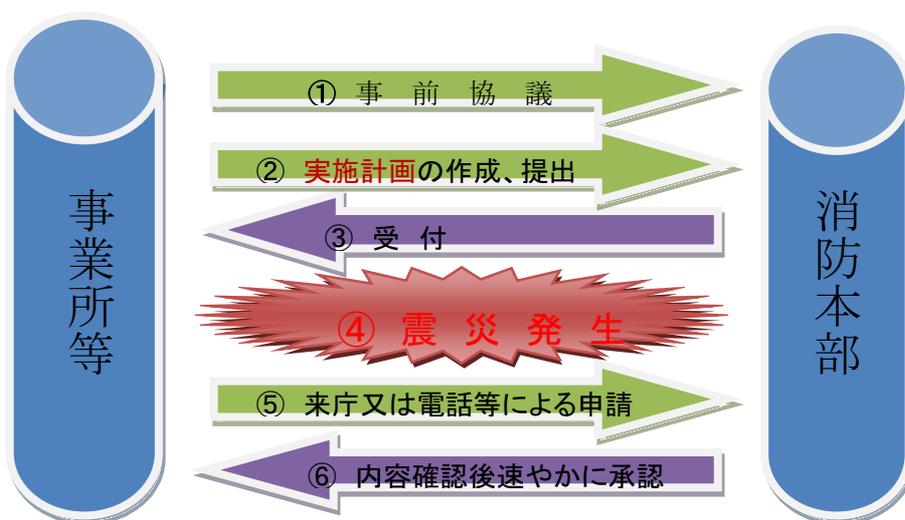
など

震災時等において事例のように、大量の危険物を仮貯蔵・仮取扱いが行われることが想定される場合に、迅速に、そして安全に仮貯蔵・仮取扱いを行うための手続きをさだめました。



震災時等の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等で被害状況により、危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うことが想定される事業所等は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材の準備等について事前に消防本部と協議したうえで**実施計画書**を作成し提出しておくことで申請から承認までの手続きを電話等によることができます。



【実施計画の作成が必要と思われる事例】

- ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い
- 危険物を収納する設備からの抜き取り
- 移動タンク貯蔵所等による給油・注油 など



危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等で設備等が故障した場合による代替機器の使用、又は停電時における非常用電源及び手動機器等の使用、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて事前に変更許可申請等を行い、許可内容等に内包した場合はその範囲において危険物及びそれらの機器等を使用することができます。

【事例】

- 給油取扱所において給油継続のための緊急用発電機の設置
- 地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた燃料の汲み上げ給油 ほか



詳しくは 豊橋市消防本部予防課危険物担当
 電話 0532-51-3121
 FAX 0532-56-2200

